

農作物共済に係る参考資料

○ 農作物共済

I	共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別 . . .	1
II	引受方式の概要	2
III	組合等、連合会及び政府の責任分担	3
IV	引受・支払の推移	4
V	引受方式別の引受組合等数及び引受面積(シェア)	5
VI	関係法令	6

I 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別

			共済目的の種類		
			水稻	陸稲	麦
農作物共済の 共済事故等による種別	一筆単位 引受方式 (昭和22年～)	①一般方式	○	○	○
		②病虫害事故除外方式	○	—	—
	半相殺農家 単位引受方式 (昭和47年～)	③一般方式	○	—	○
		④病虫害事故除外方式	○	—	—
	全相殺農家 単位引受方式 (昭和52年～)	⑤一般方式	○	—	○
		⑥病虫害事故除外方式	○	—	—
	品質方式 (平成16年～)		○	—	—
	災害収入共済方式 (平成12年～)		—	—	○

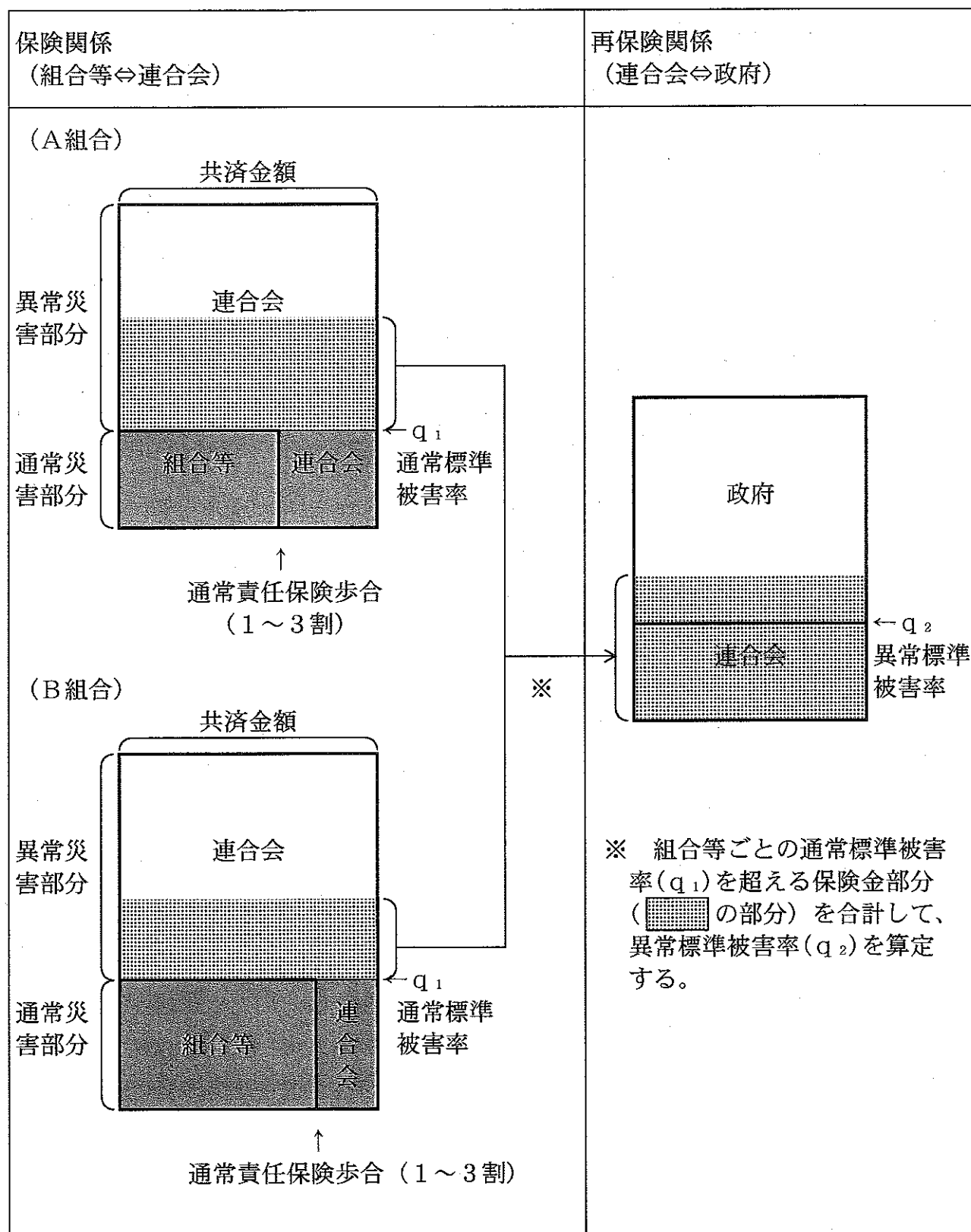
Ⅱ 引受方式の概要

引受方式	内 容
一筆単位引受方式	耕地一筆ごとの減収量(その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、基準収穫量に農家が選択した共済金支払開始損害割合(以下「支払開始割合」といいます。)を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「一筆方式」といいます。) 支払開始割合 3 割を選択……基準収穫量の 7 割を補償 " 4 割を選択…… " 6 割を補償 " 5 割を選択…… " 5 割を補償
半相殺農家単位引受方式	農家の被害耕地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計)に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「半相殺方式」といいます。) 支払開始割合 2 割を選択……基準収穫量の 8 割を補償 " 3 割を選択…… " 7 割を補償 " 4 割を選択…… " 6 割を補償
全相殺農家単位引受方式	農家の減収量(その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量)が、その農家の基準収穫量に農家が選択した支払開始割合を乗じた数量を超えた場合に、共済金を支払います(以下「全相殺方式」といいます。) 支払開始割合 1 割を選択……基準収穫量の 9 割を補償 " 2 割を選択…… " 8 割を補償 " 3 割を選択…… " 7 割を補償
品質方式	農家ごとに、品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ、生産金額が、基準生産金額に農家が選択した補償割合を乗じた金額を下回った場合に、共済金を支払います。
災害収入共済方式	補償割合 9 割を選択……生産金額が基準生産金額の 9 割を下回った時に補償 " 8 割を選択…… " 8 割 " " " 7 割を選択…… " 7 割 "

病虫害事故除外方式

水稻共済の一筆単位引受方式、半相殺農家単位引受方式、全相殺農家単位引受方式の各引受方式において、一定の病虫害を共済事故から除外し、その分を共済掛金から割引く方式。農林水産大臣指定地域で行われる。

Ⅲ 組合等、連合会及び政府の責任分担（網掛け程度の被害時の例）



(備考) 特定組合については本来、連合会が分担すべき責任も有するので、右上図の q_2 が特定組合の「通常標準被害率(q_1)」に相当し、政府との関係は「保険関係」となる。

IV 引受・支払の推移

年次	引受面積(万ha)			共済金額(億円)			共済金(億円)			金額被害率		
	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦	水稻	陸稲	麦
57	202	1.0	24	20,181	37	1,044	674	4	75	3.3	11.3	7.2
58	203	0.9	25	20,568	35	1,097	648	4	174	3.1	10.1	15.8
59	207	0.8	26	21,136	31	1,130	67	9	121	0.3	27.8	10.7
60	209	0.7	26	22,098	30	1,156	188	5	50	0.9	15.2	4.4
61	206	0.7	27	21,911	27	1,230	184	2	66	0.8	7.7	5.4
62	193	0.7	29	20,484	28	1,365	215	2	143	1.0	7.8	10.5
63	189	0.6	30	19,017	24	1,351	952	3	90	5.0	13.3	6.7
1	188	0.5	31	18,094	19	1,306	90	1	82	0.5	7.3	6.2
2	185	0.4	28	17,963	15	1,151	143	3	63	0.8	22.3	5.4
3	183	0.3	26	17,606	11	1,035	757	1	126	4.3	7.1	12.1
4	188	0.3	24	18,043	10	980	221	2	96	1.2	20.3	9.8
5	192	0.2	21	18,471	9	862	4,394	2	80	16.3 (23.8)	19.4	9.2
6	199	0.2	17	19,187	9	742	119	3	52	0.6	33.9	7.0
7	191	0.2	17	18,522	7	725	149	1	187	0.8	15.6	25.8
8	177	0.1	17	17,316	4	717	60	2	154	0.3	40.8	21.5
9	176	0.1	17	17,074	3	693	58	0.2	63	0.3	6.6	9.0
10	162	0.1	17	15,635	3	722	247	0.2	90	1.6	8.1	12.4
11	161	0.1	18	15,356	2	782	217	0.4	102	1.4	15.3	13.0
12	159	0.1	19	14,990	2	823	29	0.1	65	0.2	6.7	7.9
13	153	0.04	21	13,997	2	934	59	1	66	0.4	55.1	7.1
14	152	0.04	23	13,539	1	989	92	0.2	67	0.7	16.9	6.8
15	150	0.03	23	12,523	1	1,009	990	0.1	67	7.9	8.8	6.6
16	154	0.03	23	12,829	1	1,024	350	0.3	38	2.7	22.7	3.7
17	154	0.03	23	12,951	1	1,082	55	0.1	48	0.4	5.4	4.4
18	153	0.02	24	12,787	1	1,141	207	0.1	89	1.6	4.5	7.8

(注) 平成5年産水稻の()値は、「著しく異常な災害に係る部分」を含んだ金額被害率である。

共 済 金 額 = 共済金の支払限度額

共 済 掛 金 = 共済関係で農家が支出する金額(うち、約5割は国庫が負担)

共 済 金 = 一定以上の共済事故が発生した際、農家が受け取る金額

V 引受方式別の引受組合等数及び引受面積（シェア）

共済目的	引受方式		引受割合	17年産			18年産			19年産						
				実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)	実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)	実施県数	引受組合等数	引受面積 (シェア)				
水稲	一筆	一般	70	47	267	122万ha (79.4%)	47	268	121万ha (79.6%)	47	260	119万ha (79.3%)				
			60		71			73			71					
			50		77			80			82					
		事故除外	70		11			10			8					
			60		1			1			1					
			50		1			—			1					
		半相殺	一般		80			68			17万ha (11.1%)		64	17万ha (11.2%)	67	16万ha (10.7%)
					70			16					16		16	
					60			17					17		16	
	事故除外		80		1	1		1								
			70		—	—		—								
			60		—	—		—								
	全相殺	一般	90		41	14万ha (9.1%)		39	13万ha (8.5%)		54	13万ha (8.7%)				
			80		11			10			9					
			70		8			8			6					
		事故除外	90		3			3			2					
			80		—			—			—					
			70		—			—			—					
	品質	90	34		0.7万ha (0.4%)	38		1.1万ha (0.7%)	44		2.0万ha (1.3%)					
		80	9			10			9							
		70	2			3			3							
陸稲	一筆	70	10	28	298ha (100%)	9	26	209ha (100%)	9	24	152ha (100%)					
		60		1			2			1						
		50		1			1			1						
麦	一筆	70	43	134	24千ha (10.4%)	43	132	24千ha (10.1%)	43	116	19千ha (7.7%)					
		60		3			4			2						
		50		9			9			9						
	半相殺	80		8	0.3千ha (0.1%)		9	0.2千ha (0.1%)		12	0.2千ha (0.1%)					
		70		—			—			—						
		60		—			—			—						
	全相殺	90		28	73千ha (31.7%)		26	65千ha (27.4%)		30	54千ha (21.7%)					
		80		—			—			—						
		70		—			1			—						
	災害収入	90		107	133千ha (57.8%)		112	148千ha (62.4%)		142	175千ha (70.5%)					
		80		4			6			5						
		70		4			5			3						

VI 関 係 法 令

1 農作物共済関連

(1) 農業災害補償法（抄）	7
(2) 農業災害補償法施行令（抄）	8
(3) 農業災害補償法施行規則（抄）	9
(4) 関係告示	15

2 その他

(1) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置法に関する法律	16
(2) 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成5年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置法に関する法律施行令	18

農業災害補償法(昭和二十二年十二月十五日法律第八十五号)(抄)

(農作物共済の共済掛金率)

第七条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別(第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む。))の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。)(こと及び組合等の区域(農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。))ことに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。

② 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

③ 前項の農作物共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率(以下本条において単に被害率という。)(のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率(以下農作物通常標準被害率という。))を超えないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率(以下農作物通常共済掛金標準率という。)

二 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率(共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率(以下異常部分被害率という。))を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。)(に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指数の比に一致するように農林水産大臣が定める率(以下農作物異常共済掛金標準率という。))

④ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑤ 農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第一百一条 組合等は、不足金の補てんに備えるため、農林水産省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない

い。

第二百二条 組合員等が、自己の責めに帰すべき事由がなくて、農林水産省令の定めるところにより、一定年間組合等から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、当該組合等は、当該組合員等に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる。

農業災害補償法施行令(昭和二十二年十二月二十七日政令第二百九十九号)(抄)

第二条の五 組合等(特定組合を除く。)は、農林水産省令で定める区分ごとに、法第一条の準備金(以下「不足金てん補準備金」という。)を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、共済規程等(法第八十六条第一項の共済規程等をいう。以下同じ。)で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

② 特定組合は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金てん補準備金を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、削減される共済金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済 支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあつては法第二百二十三条第一項第二号の二の収穫通常責任共済金額に相当する金額を、樹体共済にあつては同項第二号の三の樹体通常責任共済金額に相当する金額を、それぞれ差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額

二 畑作物共済 支払うべき共済金の総額から、総共済金額に畑作物通常標準被害率(法第三十五条第五号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1000分の145に相当する金額

三 園芸施設共済 事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第四十一条の五第五号口の経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率(法第三十五条第六号口の園芸施設通常標準被害率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1000分の百四十五に相当する額

③ 農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金てん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に応じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めるところにより、法第三十二条第二項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第二百二十三条第一項第二号の二に掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに同項第二号の三に掲げる金額と政府が支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、それぞれ差し引いて得た金額

二 畑作物共済に係る保険事業 支払うべき保険金の総額から、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の100分の五に相当する金額

三 園芸施設共済に係る保険事業 事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第三十五条第六号口の経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の1000分の5に相当する金額

農業災害補償法施行規則(昭和二十二年十二月二十七日農林省令第九十五号)(抄)

第十九条 令第2条の5第1項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 共済目的の種類別の農作物共済

二 家畜共済

三 果樹区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別による区分をいう。以下同じ。)別の果樹共済

四 畑作物区分(一の畑作物共済再保険区分に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。)別の畑作物共済

五 園芸施設共済

六 第19条の3第6号に規定する任意共済

七 第19条の3第7号に規定する任意共済

② 令第2条の5第1項の農林水産省令で定める要件は、農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額と当該共済目的の種類に係る第23条第1項の特別積立金の金額を合計して得た金額、家畜共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第19条の3第2号(共済事業を行う市町村にあつては、令第2条の6第2号。以下同じ。)の勘定に係る第23条第2項の特別積立金の金額を合計して得た金額、果樹共済にあつては当該果樹区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹区分に係る同条第3項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物区分に係る同条第4項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第19条の3第5号(共済事業を行う市町村にあつては、令第2条の6第5号。以下同じ。)の勘定に係る第23条第2項の特別積立金の金額を合計して得た金額、第19条の3第6号に規定する任意共済及び同条第7号に規定する任意共済にあつては不足金てん補準備金の金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

③ 令第2条の5第2項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済保険区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては法第122条第3項の収穫共済区分による区分をいう。以下同じ。)別の果樹共済

二 畑作物共済保険区分別の畑作物共済

三 園芸施設共済

④ 令第2条の5第2項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあつては当該果樹共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹共済保険区分に係る第23条第3項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物共済保険区分に係る同条第4項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第19条の3第5号の勘定に係る第23条第2項の特別積立金の金額を合計して得た金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

⑤ 令第2条の5第3項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済再保険区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては法第122条第3項の収穫共済区分による区分をいう。以下同じ。)(別の果樹共済に係る保険事業

二 畑作物共済再保険区分別の畑作物共済に係る保険事業

三 園芸施設共済に係る保険事業

⑥ 令第2条の5第3項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあつては当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹共済再保険区分に係る第23条第6項において準用する同条第3項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物共済再保険区分に係る同条第6項において準用する同条第4項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第19条の3第5号の勘定に係る第23条第6項において準用する同条第2項の特別積立金の金額を合計して得た金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

第十九条の三 法第99条の2第1項の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済に関する勘定
- 二 家畜共済に関する勘定
- 三 果樹共済に関する勘定
- 四 畑作物共済に関する勘定
- 五 園芸施設共済に関する勘定
- 六 農林水産大臣の指定する任意共済に関する勘定
- 七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
- 八 業務の執行に要する経費に関する勘定

第二十二条 組合等は、第十九条の三第一号(共済事業を行う市町村にあつては、令第2条の6第一号。以下同じ。)(の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

① 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第一の算式(特定組合にあつては、付録第二の算式)により算出される金額(その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第一次限度額」という。)(未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額(第十九条の三第一号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として定款又は共済事業の実施に関する条例(以下「定款等」と総称する。)(の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。)(の三分の二に相当する金額(その金額が第一次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第三の算式により算出される金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少

ない金額)

② 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が第一次限度額以上第一次限度額の二倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の三分の一に相当する金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

2 組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

3 組合等は、第十九条の三第三号（共済事業を行う市町村にあつては、令第2条の6第3号。以下同じ。）の勘定にあつては、果樹区分（特定組合にあつては、果樹共済保険区分。以下同じ。）ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、果樹区分ごとに、過去の収支の差額を基準として定款等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

4 組合等は、第十九条の三第四号（共済事業を行う市町村にあつては、令第2条の6第4号。以下同じ。）の勘定にあつては、畑作物区分（特定組合にあつては、畑作物共済保険区分。以下同じ。）ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の収支の差額を基準として定款等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

5 農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。

6 略

第二十三条 組合等は、第十九条の三第一号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

2 組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

3 組合等は、第十九条の三第三号の勘定について、果樹区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

4 組合等は、第十九条の三第四号の勘定について、畑作物区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

5 農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。

6 略

第二十三条の二 次に掲げる場合には、組合等は、定款等の定めるところにより、特別積立金を取り崩すことができる。

① 共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとに共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金でん補準備金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る不足金でん補準備金の金額、果樹共済にあつては当該果樹区分に係る不足金でん補準備金の金額、畑作物共済にあつては当該畑作物区分に係る不足金でん補準備金の金額）をその支払に充てなう不足を生ずる場合において共済金の支払に充てる場合

② 第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号から第五号まで）の勘定ごとに、不足金でん補準備金の金額を不足金でん補に充てなう不足金を生ずる場合において当該不足金でん補に充てる場合

③ 法第九十五条後段に規定する費用並びに法第九十六条及び法第九十六条の二第一項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てる場合

④ 法第九十二条の規定による払戻金（以下「無事戻金」という。）の支払に充てる場合

⑤ 前各号に掲げる場合のほか、当該組合等の行う共済事業に関し必要なものとして農林水産大臣が定める費用の支払に充てる場合

2 前項第一号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとにしなければならない。

3 第一項第二号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号から第五号まで）の勘定ごとにしなければならない。

4 第一項第三号及び第五号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、総会の議決（共済事業を行う市町村にあつては、議会の議決。以下同じ。）を経てしなければならない。

5 第一項第四号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済、畑作物無事戻区分（次に掲げる畑作物共済ことの区分をいう。以下同じ。）別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を除く。）の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分別の果樹共済、畑作物無事戻区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとにしなければならない。

① 農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃを除く。）に係る畑作物共済

② そばに係る畑作物共済

③ スイートコーンに係る畑作物共済

④ たまねぎに係る畑作物共済

⑤ かぼちゃに係る畑作物共済

⑥ 蚕繭に係る畑作物共済

第二十四条 組合等は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、当該共済事業の種類（農作物共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹無事戻区分、畑作物共済にあつては畑作物無事戻区分。第3項及び第4項並びに次条第1項及び第4項において同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、当該事業年度の前3事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前三会計年度。以下同じ。）間に共済責任期間が満了した共済目的又は共済関係に係る共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という。）の2分の1に相当する金額（当該前3事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前2事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前2会計年度。以下同じ。）間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額を限度として、当該組合員等に対して法第102条の規定による払戻し（以下「無事戻し」という。）をすることができる。

一 当該事業年度の前3事業年度にわたり共済金の支払を受けなかったとき。（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員等負担分の2分の1に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

二 当該事業年度の前3事業年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金組合員等負担分の2分の1に相当する金額（当該事業年度の前2事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該2分の1に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

② 組合等は、家畜共済について、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに、定款等が定める期間にわたり共済金の支払を受けないか、又は当該定款等で定める期間に当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額の6分の1に相当する金額に満たない場合（定款等で定めた場合を除く。）には、総会の議決を経て、当該6分の1に相当する金額（当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該6分の1に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対して無事戻しをすることができる。

③ 共済事業を行う市町村は、前2項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該市町村との間に共済関係の存する者で次に掲げるものに対して、当該市町村に対し法第85条の二第一項の申出をした農業共済組合（以下この項及び第5項において「移譲組合」という。）との間に存した共済関係を当該市町村との間に存したものとして前2項の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをすることができる。

一 共済事業の種類ごとに、移譲組合に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該共済事業を行う市町村に係る最初の共済責任期間において当該市町村との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存した者

二 法第85条の三第三項又は第五項の公示があつた日の前日に移譲組合との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存し、かつ、その公示があつた日に当該公示に係る共済事業を行う市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係を成立させた者

④ 共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、その廃止された事業の行われていた地域において法第83条第1項第1号及び第3号から第6号までの共済事業を行う農業共済組合（以下この項及び次項において「事業承継組合」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該事業承継組合の組合員で次に掲げるものに対して、当該共済事業を廃止した市町村（以下この項及び次項において「事業廃止市町村」という。）との間に存した共済関係を当該事業承継組合との間に存したものとして第1項及び第2項の規定の例により算定した額を限度として、無事

戻しをすることができる。

一 共済事業の種類ごとに、事業廃止市町村に係る最後の共済責任期間において当該事業廃止市町村との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該事業承継組合に係る最初の共済責任期間において当該事業承継組合との間に農作物共済の共済関係が存した者

二 事業廃止市町村が家畜共済又は園芸施設共済を廃止した日の前日に事業廃止市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存し、かつ、その廃止した日に事業承継組合との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係を成立させた者

⑤ 組合等が前各項の規定により無事戻しをする金額は、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、特定組合以外の組合等にあつては特別積立金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額、果樹共済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの特別積立金の金額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの特別積立金の金額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額、共済事業を行う市町村又は事業承継組合が法第83条第1項第1号及び第3号から第6号（法第85条の7において準用する場合を含む。）までの共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては当該共済事業を行う市町村又は事業承継組合が移譲組合又は事業廃止市町村から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣の定める金額。以下この項において同じ。）に次条第4項の規定により当該区分につき当該組合等の属する農業共済組合連合会から交付された金額を加えた金額、特定組合にあつては特別積立金の金額を超えてはならない。

⑥ 第2項及び前項の規定は、農業共済組合が任意共済（第19条の3第6号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。）について無事戻しをする場合について準用する。この場合において、第2項中「6分の1に相当する金額」とあるのは、「1割に相当する金額」と読み替えるものとする。

第二十五条 組合等（特定組合を除く。）は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条若しくは法第九十六条の二第一項に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

② 農業共済組合（特定組合を除く。）は、任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を除く。）について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。

③ 前2項の規定による請求は、当該農業共済組合連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

④ 農業共済組合連合会は、第一項又は第二項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る金額（当該共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合連合会に属する組合等の当該請求に係る金額の合計金額が第二十三条第六項において準用する同条第一項から第五項までの特別積立金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る同条第六項において準用する同条第一項の特別積立金の金額、果樹共済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分ごとの同条第六項において準用する同条第三項の特別積立金の金額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの同条第六項において準用する同条第四項の特別積立金の金額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額）を超えるときは、その金額を組合等ごとの当該請求に係る金額によりあふ分した額）を交付するものとする。

第二十八条 法第七百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、

この限りでない。

第三十条 法第百十五條第二項の農林水産省令で定める一定年間は、同條第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲（第二十九條の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応するものを除く。）並びに同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙については過去三年間、第二十九條の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応する法第百十五條第一項第一号の共済掛金割引標準率甲並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙については過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

○農業災害補償法施行規則第二十三條の二第一項第五号の規定に基づき、農林水産大臣が定める費用を定める件（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百六十三号）

農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第二十三條の二第五号（同條第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める費用を次のように定め、平成十二年四月一日から施行する。

- ① 共済事業又は保険事業の実施に必要な固定資産の取得に充てるための費用
- ② 異常な災害の発生した年に損害評価費
- ③ その他経常的経費以外の費用であつて、当該費用を緊急に支出することが必要であると認められ、かつ、共済事業又は保険事業の円滑な推進を図るために必要と認められるもの

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律
(平成五年法律第九十五号)

(趣旨)

第一条 この法律は、平成五年度において低温等による水稻等の被害が甚大であつたことにより農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため必要な特別措置について定めるものとする。

(借入金)

第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金(以下「平成五年度再保険金」という。)の支払財源の不足に充てるため農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号。以下「法」という。)第八条の規定により平成五年度において借り入れた借入金(以下「平成五年度借入金」という。)に係る債務を弁済するため必要があるときは、同特別会計の農業勘定の負担において借入金をすることができ。

(一般会計からの繰入れ)

第三条 政府は、次の各号に掲げる借入金及び一時借入金の利子の財源に充てるため、これらの利子に相当する金額を、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

一 平成五年度借入金及び前条の規定による借入金

二 平成五年度再保険金の支払及び前号の借入金に係る債務の弁済に起因する法第九条第二項の規定による一時借入金

2 政府は、前項に定めるもののほか、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険事業の適正な運営を確保するため必要があるときは、平成五年度借入金又は前条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、一般会計から同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

(食糧管理特別会計からの繰入れ)

第四条 政府は、平成五年度の米穀の減収に対処するため輸入される米穀の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買により食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に生ずる利益として政令で定めるところにより算定した金額に相当する金額を、平成五年度借入金又は第二条の規定による借入金の償還金の財源に充てるため、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による繰入金は、食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定の歳出とし、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入とする。

(剰余金の処理)

第五条 政府は、第三条第二項及び前条の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、法第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同項の規定に

かわらず、第三条第二項及び前条の規定による繰入金の合計額から平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額として過去の被害率の平均及び分布状況を勘案して算定した政令で定める金額を控除した金額に相当する金額に達するまでの金額を、政令で定めるところにより、一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に繰り入れなければならない。

2 前項の規定による食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入金は、同勘定の歳入とする。

(農業勘定における積立金の歳入への繰入れ)

第六条 政府は、平成五年度再保険金の支払財源の不足に充てゐるため、農業共済再保険特別会計の農業勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律
施行令（平成六年政令第二十三号）

内閣は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（平成五年法律第九十五号）第四条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（輸入米穀に係る利益の算定方法）

第一条 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の政令で定めるところにより算定した金額は、平成五年産の米穀の減収に対処するため輸入される米穀（以下この条において「輸入米穀」という。）の平成五年十一月一日から平成六年十月三十一日までの間における売買（以下この条において「売買」という。）により生ずる売買利益額から第一号に掲げる額を控除した額に、第二号に掲げる額を加算して得た金額とする。

- 一 輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定において負担すべき次に掲げる経費に相当する額
 - イ 運搬費、保管料、保存手入費その他附属諸費
 - ロ 同特別会計の業務勘定において支出する人件費、事務費その他の業務費
 - ハ 同特別会計の調整勘定において支出する証券、借入金及び一時借入金の利子その他附属諸費
- 二 輸入米穀の売買に伴い食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に受け入れるべき附属雑収入に相当する額

（著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額）

第二条 法第五条第一項の政令で定める金額は、千三百八十五億三千五百五十七万四千円とする。

（一般会計又は食糧管理特別会計への繰入方法）

第三条 法第五条の規定による農業共済再保険特別会計の農業勘定から一般会計又は食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定への繰入額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第四条第一項の規定による繰入金の前条で定める金額を超えない場合 法第三条第二項及び第四条第一項の規定による繰入金の合計額から前条で定める金額を控除した金額に達するまでの金額を一般会計に繰入れ
- 二 法第四条第一項の規定による繰入金の前条で定める金額を超える場合 法第三条第二項の規定による繰入金の額に相当する金額（以下「一般会計要繰戻額」という。）と法第四条第一項の規定による繰入金の額から前条で定める金額を控除した金額に相当する金額（以下「食糧管理特別会計要繰戻額」という。）との比率に応じて、一般会計要繰戻額に達するまでの金額を一般会計に、食糧管理特別会計要繰戻額に達するまでの金額を食糧管理特別会計の輸入食糧管理勘定に、それぞれ繰入れ

附 則

この政令は、公布の日から施行する。